

事務連絡  
令和6年5月14日

公益財団法人東京都スポーツ協会  
事業部長 大島 由晋 様

東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部  
団体調整担当課長 深谷 祐紀  
(公印省略)

令和6年度暑さ対策補助事業に係る物品購入単価の上限額変更について

令和6年4月1日付6TSP0振第17号「令和6年度暑さ対策補助事業実施要項」に基づき実施している暑さ対策補助事業について、各地区のニーズを確認するため、令和6年5月1日付事務連絡で各地区体育・スポーツ協会へアンケート調査を実施したところです。

その結果を踏まえ、下記のとおり、物品購入単価の上限額を変更し、各地区体育・スポーツ協会への周知をお願いします。

#### 記

令和6年度暑さ対策補助事業に係る事務の手引き「4 事業内容」に記載の物品購入単価について、以下のとおり、上限額を変更してください。

現行：税込単価5万円以下  
変更後：税込単価10万円未満

※税込単価10万円以下ではなく10万円未満となるため、ご注意ください。

※各地区体育・スポーツ協会が物品費用の一部を負担する場合であっても、購入物品の単価は税込10万円未満である必要があります。

【担当】東京都生活文化スポーツ局  
スポーツ総合推進部スポーツ課  
大野・須藤  
電話：03-5320-7715（直通）